

3 避難訓練

避難場所まで実際に歩いてみて、時間や順路を把握しましょう。

(1) 各戸～一時避難場所まで

(ア) 町内放送などにより、訓練開始を呼びかけます

(イ) 身の安全を守る

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報が聞えた時は、身の安全を守ることを最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

ポイント

- ・扉を開けて逃げ道の確保を行う → 扉が歪んで避難できなくなることを防ぐ
- ・火の始末を徹底して行う → 火災の予防
- ・電気のブレーカーを落とす → 停電復旧時の火災を予防する

(ウ) 近所の人々の安全、周囲の被災状況を確認しながら一時避難所を目指します

(エ) 一時避難所で人員点呼し、安否確認を行います。病人や負傷者がいる場合は、指定避難所までの避難方法を検討します
※要援護者の安否確認は特に注意しましょう

(2) 一時避難場所～市指定避難所まで

(ア) 災害によって家に戻ることができない、または、一時避難場所にとどまることができない(危険)と判断したと仮定し、市指定避難所までの避難経路を確認しながら避難を開始します。

避難に当たっては、避難誘導班などが避難者の前後に立ち誘導する。

(イ) 避難の途中では、事故防止に留意する。また、倒壊の危険のあるブロックや塀を避け、高齢者や子供などのペースで避難する。

(ウ) 避難場所に到着したら、点呼をとり、全員の無事を確認し、避難完了を自主防災組織の情報班に伝える。

(3) 要援護者の避難誘導

要援護者役の人を車イスやリヤカーで誘導します。

一時避難場所～市指定避難場所までは車を使用するの避難も検討しましょう。

※要援護者以外の方が車で避難すると渋滞が発生し、二次災害などが発生することも考えられるため、車の使用については要援護者の移送のみとしまし

よう。

◎避難したら戻らない！

大事なものを忘れても取りに帰ることは大変危険です。安全が確認されるまで戻らないことを徹底しましょう